KONOIKE GROUP

# 第84回
# 定時株主総会 招集ご通知

**日 時／2024年６月21日（金曜日）午前10時**
受付開始　午前９時

**場 所／ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階**
**当社大阪本社 大会議室**
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号

**※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。**

**決議事項**

第１号議案　**取締役５名選任の件**
第２号議案　**監査役２名選任の件**
第３号議案　**補欠監査役１名選任の件**

**インターネット等及び書面による議決権行使期限**
**2024年６月20日(木曜日)**
午後５時45分まで

**鴻池運輸株式会社**
証券コード9025

目 次


■ 株主の皆様へ …… 1
■ 第84回定時株主総会招集ご通知 …… 2
■ 株主総会参考書類
　第１号議案　取締役５名選任の件 …… 6
　第２号議案　監査役２名選任の件 …… 10
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 12
■ 事業報告 …… 15
■ 計算書類等 …… 43
■ 監査報告 …… 47

## 株主の皆様へ



**【企業理念】**　**「人」と「絆」を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します**

代表取締役会長兼社長執行役員
鴻池 忠彦

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本状を持ちまして、第84回定時株主総会を2024年６月21日（金曜日）に開催するにあたっての招集をご通知申し上げます。

当社では2030年ビジョンの実現に向けて、2023年3月期より2025年3月期を最終年度とする中期経営計画を進行しています。「人と技術のシナジーで時代とともに変化する『期待を超える価値』を創造しよう」という基本方針のもと、「革新への挑戦」「安全・安心の追求」「サステナビリティの追求」「収益力の向上」の4つを重点事項と定めて取り組みを進めています。

中期経営計画の2年目にあたる2024年3月期におきましては、適正単価の収受や業務効率化等を進めた結果、財務目標である営業利益160億円を1年前倒しで達成するなど、想定を上回る進捗を遂げて過去最高益を更新しました。

一方で、2024年４月より適用されたドライバーの時間外労働時間の上限規制適用（物流の「2024年問題」）等もあり、人手不足はますます深刻化するものと考えています。当社ではこの課題を解決するだけでなく新たな事業機会として捉え、フォークリフトの自動化やダブル連結トラックの運行など「人」と「技術」を掛け合わせた取り組みを進めています。

今後も、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーに信頼され、成長し続ける会社を目指してまいりますので、一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

証券コード：9025
（発信日）2024 年 6 月 3 日
（電子提供措置の開始日）2024 年 5 月 29 日

株主各位

大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
鴻池運輸株式会社
代表取締役会長
兼社長執行役員　鴻池忠彦

# 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第84回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**当社ウェブサイト**

https://www.konoike.net/ir/meeting/

**株主総会資料 掲載ウェブサイト**

https://d.sokai.jp/9025/teiji/

電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、次の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「鴻池運輸」又は証券コード「9025」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**東証ウェブサイト**

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2024年６月20日（木曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

| | |
|---|---|
| 日　時 | **2024年６月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）** |
| 場　所 | 大阪市中央区伏見町四丁目３番９号<br>**ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階　当社大阪本社 大会議室**<br>**※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。** |
| 目的事項 | 報告事項<br>1. 第84期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第84期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件<br>決議事項<br>第１号議案　**取締役５名選任の件**<br>第２号議案　**監査役２名選任の件**<br>第３号議案　**補欠監査役１名選任の件** |

以　上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ・事業報告の業務の適正を確保するための体制に関する事項
  - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

  なお、会計監査人及び監査役は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を２ページに記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時**

2024年6月21日（金曜日）
午前10時

## 株主総会に ご出席されない場合

### インターネットによるご行使



下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にて議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5ページをご参照ください

**行使期限**

2024年6月20日（木曜日）
午後5時45分

### 郵送（書面）によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限**

2024年6月20日（木曜日）
午後5時45分

**議決権を重複行使された場合のお取扱いについて**

インターネット等と書面による方法の双方で議決権を重複してご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

**議決権行使書に賛否の表示がない場合のお取扱いについて**

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

**機関投資家の皆様へ**

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

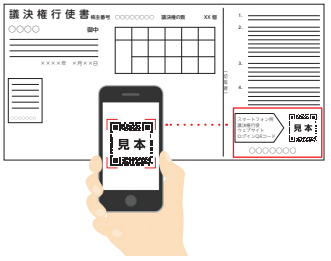


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

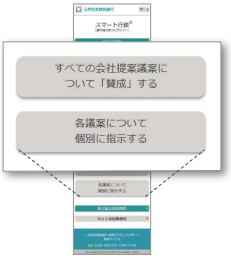


**「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。**
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

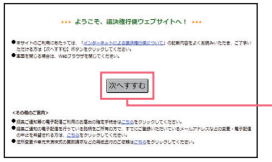


「次へすすむ」をクリック

**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

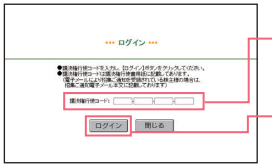


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

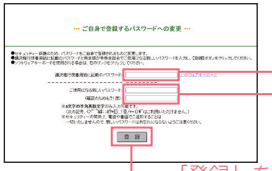


「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

**三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート**
専用ダイヤル
**0120-652-031**　受付時間 午前９時～午後９時

**ご注意事項**

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

# 第１号議案 取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | | 現在の当社における地位及び担当等 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | こうの いけ ただ ひこ<br>鴻池忠彦 | 再任 | 代表取締役会長<br>兼社長執行役員 | 取締役会議長<br>人事・報酬委員会委員 |
| 2 | こうの いけ ただ つぐ<br>鴻池忠嗣 | 再任 | 取締役専務執行役員 | 国際統括担当兼技術革新担当 |
| 3 | おお た よし ひと<br>大田嘉仁 | 再任<br>社外<br>独立役員 | 社外取締役 | 人事・報酬委員会委員 |
| 4 | ます やま み か<br>増山美佳 | 再任<br>社外<br>独立役員 | 社外取締役 | 人事・報酬委員会委員長 |
| 5 | ふじ た たい すけ<br>藤田泰介 | 再任<br>社外 | 社外取締役 | 人事・報酬委員会委員 |



候補者番号 1　再任

こうの いけ ただ ひこ
## 鴻池忠彦

(1953年11月7日生)

所有する当社株式の数
**2,584,806株**

**略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1976年 4 月 | 株式会社鴻池組 入社 |
| 1981年 4 月 | 当社 入社 |
| 1983年12月 | 同 常務取締役 |
| 1987年12月 | 同 専務取締役 |
| 1989年12月 | 同 代表取締役副社長 |
| 2003年 6 月 | 同 代表取締役社長 |
| 2018年 4 月 | 同 代表取締役兼社長執行役員 |
| 2021年 4 月 | 同 代表取締役社長執行役員 |
| 2021年 6 月 | 同 代表取締役会長兼社長執行役員（現任） |

**〔重要な兼職の状況〕**
大阪港総合流通センター株式会社
代表取締役副社長

**取締役会出席回数**
18回 ／ 18回（100%）

**▶ 取締役候補者とした理由**

鴻池忠彦氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2003年から社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2　再任

こうの いけ ただ つぐ
## 鴻池忠嗣

(1982年11月30日生)

所有する当社株式の数
**1,623,444株**

**略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 2006年 4 月 | 株式会社三井住友銀行 入行 |
| 2013年 4 月 | 当社 入社 |
| 2014年 7 月 | 同 経営企画本部 部長 |
| 2016年 4 月 | 同 執行役員 |
| 2017年 4 月 | 同 常務執行役員 |
| 2017年 6 月 | 同 取締役兼常務執行役員 |
| 2018年 4 月 | 同 取締役兼専務執行役員 |
| 2019年 4 月 | 同 取締役兼専務執行役員、新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長 |
| 2021年 4 月 | 同 取締役専務執行役員、海外管掌兼技術革新管掌 |
| 2022年 4 月 | 同 取締役専務執行役員、国際統括担当兼技術革新担当（現任） |

**取締役会出席回数**
18回 ／ 18回（100%）

**▶ 取締役候補者とした理由**

鴻池忠嗣氏は、金融機関での実務経験や当社での経営企画部門及び国際物流事業における豊富な経験と実績を有しております。また、現在は国際及び技術革新部門の担当役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 3

再任
社外
独立役員

おおた よしひと
## 大田嘉仁

(1954年6月26日生)

所有する当社株式の数
**0株**

**略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1978年４月 | 京セラ株式会社 入社 |
| 2003年６月 | 同 執行役員 |
| 2010年６月 | 同 取締役執行役員常務 |
| 2010年12月 | 日本航空株式会社 専務執行役員 |
| 2015年12月 | 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長 |
| 2017年４月 | 同 顧問 |
| 2018年６月 | 当社 社外取締役（現任） |
| 2019年９月 | 株式会社MTG 会長 |
| 2019年12月 | 同 取締役会長 |
| 2023年12月 | 同 相談役（現任） |

**取締役会出席回数**

18回 ／ 18回（100%）

**社外取締役在任期間**

6年

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

大田嘉仁氏は、経営者として幅広い業種を経験されているほか、様々な団体の要職に就任されてきたことから、高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられており、これまでも客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。
引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 4

再任
社外
独立役員

ますやま みか
## 増山美佳

(1963年１月６日生)

所有する当社株式の数
**0株**

**略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1985年４月 | 日本銀行 入行 |
| 1991年９月 | Cap Gemini Sogeti 国際マーケティング・ディレクター |
| 1992年11月 | ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニアコンサルタント |
| 1997年６月 | エゴンゼンダー株式会社 入社 |
| 2004年１月 | 同 パートナー |
| 2016年10月 | 増山＆Company合同会社 代表社員社長（現任） |
| 2017年３月 | サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2019年３月 | コクヨ株式会社 社外取締役（現任） |
| 2019年６月 | 当社 社外取締役（現任） |

**〔重要な兼職の状況〕**
増山＆Company合同会社 代表社員社長
サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）
コクヨ株式会社 社外取締役

**取締役会出席回数**

18回 ／ 18回（100%）

**社外取締役在任期間**

5年

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

増山美佳氏は、コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM＆A等の分野における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に向けて専門的な見地から指導をいただいております。
引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 5

再任
社外

ふじ　た　たい　すけ
# 藤田泰介

(1970年7月11日生)

所有する当社株式の数
**0株**

## 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

| | |
|---|---|
| 1991年10月 | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所 |
| 2000年11月 | モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 |
| 2002年 6 月 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社 入社 |
| 2006年 3 月 | Taiyo Pacific Partners LP 入社 |
| 2012年 2 月 | Unleash Capital Pte. Ltd. 設立 |
| 2012年12月 | Orbis Investments Management Ltd. 入社 |
| 2014年 9 月 | Asian Energy Investments, Pte. Ltd. 入社 |
| 2016年 5 月 | アムンディ・ジャパン株式会社 入社 |
| 2020年 7 月 | 当社 社外取締役（現任） |
| 2022年 6 月 | 株式会社ホギメディカル 社外取締役（現任） |
| 2023年 2 月 | 合同会社フジタや彬彬 代表社員（現任） |

**〔重要な兼職の状況〕**
株式会社ホギメディカル 社外取締役
合同会社フジタや彬彬 代表社員

**取締役会出席回数**
18回 ／ 18回（100%）

**社外取締役在任期間**
4年

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田泰介氏は、国内外資本市場における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1．鴻池忠彦氏が代表取締役副社長を務める大阪港総合流通センター株式会社は、当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。
藤田泰介氏と当社との間で、2023年７月１日から2024年６月30日までコンサルティング契約を締結しております。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は社外取締役候補者であります。
3．大田嘉仁氏及び増山美佳氏は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外役員の独立性に関する基準」については、14ページをご参照ください。
4．大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を当社と締結しております。当社は、本議案において各氏が選任されますと、各氏との間で同契約を継続する予定であります。
5．当社は、各取締役との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は事業報告の31ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の32ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7．増山美佳氏は、2024年６月27日開催予定のウシオ電機株式会社の第61期定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。
8．藤田泰介氏は、2024年６月20日開催予定の株式会社ホギメディカルの第63期定時株主総会で同社取締役に就任予定であります。

# 第２号議案　監査役２名選任の件

監査役大谷貢氏及び藤原裕氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1　新任

## 田中 俊一（たなか しゅんいち）

(1963年11月28日生)

所有する当社株式の数

**200株**

**略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1986年４月 | 当社 入社 |
| 2017年４月 | 同 中国九州支店長 |
| 2020年４月 | 同 東海支店長 |
| 2023年４月 | 同 食品本部部長 |
| 2024年４月 | 同 顧問（現任） |

**監査役候補者とした理由**

田中俊一氏は、当社に入社以来、国内の事業部門を歴任し、支店長を務めるなど、当社の健全かつ適切な運営に必要となる豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2　新任　社外　独立役員

## 木村 朋成（きむら ともなり）

(1961年10月20日生)

所有する当社株式の数

**0株**

**略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1984年４月 | 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 |
| 2004年７月 | 同 豊中法人部長 |
| 2007年４月 | 同 広報部（大阪）部長 |
| 2011年３月 | 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）執行役員 |
| 2014年６月 | 株式会社三井住友銀行 退行 |
| 2018年３月 | SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 |
| 2021年３月 | 同 顧問 |
| 2021年７月 | 山田コンサルティンググループ株式会社 シニアアドバイザー（現任） |

**社外監査役候補者とした理由**

木村朋成氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融機関の業務に長年携わることで培われた専門知識、経営管理に関する豊富な経験を有しておられます。これらのことから、社外監査役として独立した立場から当社の監査において十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．木村朋成氏は、社外監査役候補者であります。
3．木村朋成氏は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外役員の独立性に関する基準」については、14ページをご参照ください。
4．当社は、本議案において木村朋成氏が選任されますと、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
5．当社は、本議案において田中俊一氏及び木村朋成氏が選任されますと、両氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容の概要は事業報告の31ページに記載のとおりです。
6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の32ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

# 第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2020年７月31日開催の第80回定時株主総会において決議いただきました、高坂敬三氏の補欠監査役としての選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。さらに、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



社外
独立役員

こう　さか　けい　ぞう
**高坂敬三**

(1945年12月11日生)

所有する当社株式の数
**0株**

**略歴〔重要な兼職の状況〕**

| | |
|---|---|
| 1970年４月 | 弁護士登録 |
| | 色川法律事務所 入所 |
| 2001年１月 | 同 代表 |
| 2017年１月 | 同 顧問 |
| 2020年１月 | 弁護士法人色川法律事務所 代表（現任） |

**〔重要な兼職の状況〕**
弁護士法人色川法律事務所 代表
東洋アルミニウム株式会社 社外監査役
住友ゴム工業株式会社 社外取締役
積水化成品工業株式会社 社外監査役
セーレン株式会社 社外監査役

**補欠の社外監査役候補者とした理由**

高坂敬三氏は、弁護士として法律上の専門知識を有しており、これまでの経験と幅広い見識を備えられていることから、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．当社は、高坂敬三氏が代表を務める弁護士法人色川法律事務所との間に法律顧問契約を締結しております。
２．高坂敬三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．高坂敬三氏は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外役員の独立性に関する基準」については、14ページをご参照ください。
４．高坂敬三氏が社外監査役として就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
５．高坂敬三氏が社外監査役として就任した場合には、同氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、補償契約を締結する予定であります。当該補償契約の内容の概要は事業報告の31ページに記載のとおりです。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の32ページに記載のとおりです。高坂敬三氏が社外監査役として就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

## （ご参考）

## スキルマトリックス［本定時株主総会後の予定］

| | 役員 | 当社における地位 | 企業経営・事業経験 | 国際性 | サステナビリティ/ESG | 人事・人材開発 | 新事業/M&A | 技術・研究開発 | ICT・DX | 財務・会計 | 法務・リスクマネジメント | 資本市場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | **鴻池　忠彦** | 代表取締役会長兼社長執行役員 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ |
| | **鴻池　忠嗣** | 取締役専務執行役員 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | |
| | **大田　嘉仁** | 社外取締役（独立） | ○ | ○ | | | ○ | | | | | ○ |
| | **増山　美佳** | 社外取締役（独立） | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | **藤田　泰介** | 社外取締役 | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ |
| 監査役 | **小林　寛昭** | 監査役（常勤） | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| | **田中　俊一** | 監査役（常勤） | ○ | | | ○ | | | | | | |
| | **星　　千絵** | 社外監査役（独立） | | | | | | | | | ○ | |
| | **木村　朋成** | 社外監査役（独立） | ○ | | ○ | | | | | ○ | | ○ |

※上記一覧表は、取締役・監査役の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

## 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、会社法及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社は当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社に対する独立性を有しているものと判断します。

❶ 当社グループの主要な取引先 (注1) 又はその業務執行者
❷ 当社グループを主要な取引先とする者 (注2) 又はその業務執行者
❸ 当社グループから役員報酬以外に、多額 (注3) の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
❹ 当社グループから多額の寄付 (注4) を受けている者又は法人、組合等の理事その他の業務執行者
❺ 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者 (注5)
❻ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
❼ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
❽ 当社グループの業務執行取締役、執行役員が業務執行者に就任している法人の業務執行取締役、執行役、執行役員
❾ 上記５から８のいずれかに過去３年間において該当していた者
❿ 上記１から８までのいずれかに該当する者が重要な者 (注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

（注）１．当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払を当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資している者をいう。
２．当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の支払を当社グループから受けた者をいう。
３．多額とは、個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近事業年度において年間１千万円以上、法人、組合等の団体である場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当該団体の直近事業年度において当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入額の２％以上の場合をいう。
４．多額の寄付とは、個人の場合は、当社グループから受け取った寄付の合計額が、当社の直近事業年度において年間１千万円、法人、組合等の団体である場合は、当社グループから受け取った寄付の合計額が、当該団体の直近事業年度において当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入額の２％を超えている場合をいう。
５．業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
６．重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する使用人をいう。

以　上

# 1 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,150億29百万円 | 前連結会計年度比 | 1.0％増 |
| 営業利益 | 166億34百万円 | 前連結会計年度比 | 25.6％増 |
| 経常利益 | 170億34百万円 | 前連結会計年度比 | 19.3％増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 113億49百万円 | 前連結会計年度比 | 36.7％増 |

当連結会計年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化の進展やインバウンド需要の回復等プラス要因があった一方、人手不足深刻化、人件費の上昇、円安等を背景とした原材料価格の高止まり等による物価上昇の影響もあり、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは2025年３月期を最終年度とする中期経営計画の２年目にあたり、2023年４月から取締役会の諮問機関として、新たに請負並びにロジスティクス戦略委員会を立ち上げ、2024年問題をはじめとする足下の全社的な課題解消に加え、付加価値の高いサービス提供、新たなビジネスモデルの開発等、中長期的な請負・ロジスティクス事業の戦略の明確化を図るべく部門横断的な取り組みを進めているところです。これらの取り組みにより、更なる事業の拡大並びに収益力の向上を図ってまいります。また、空港関連においては、国際旅客便の回復や単価改定、領域拡大等により収益改善が大きく進み、2020年3月期以来4期ぶりに黒字に転換しました。引き続き更なる復便とグランドハンドリング事業の持続的な発展に向け、体制強化や領域拡大に努めてまいります。

当連結会計年度における経営成績については、空港関連での国際旅客便の復便等での取扱量増加、主に得意先の生産回復や猛暑等による増産、大口スポット作業の継続獲得、生産請負作業での単価アップ、エンジニアリング関連での大型案件の受注等の増収要因が、海上・航空貨物の需要減退や運賃市況等のマイナスの影響を上回ったため、売上高は3,150億29百万円（前連結会計年度比31億89百万円、1.0%増）となりました。

利益については、燃料価格や電気料金の高止まりはあったものの、空港関連での取扱量増加に伴う黒字転換に加え、2022年４月からスタートした「新中期経営計画2023年３月期～2025年３月期」の基本方針である収益力の向上に継続して取り組み、適正単価の収受、業務効率化等を進めた結果、営業利益は166億34百万円（同25.6%増）、経常利益は170億34百万円（同19.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は113億49百万円（同36.7%増）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。なお、セグメント利益は一般管理費控除前の営業利益であります。

## 複合ソリューション事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 2,019億65百万円 | 前連結会計年度比 | 6.9% 増 |
| セグメント利益 | 173億92百万円 | 前連結会計年度比 | 33.9% 増 |

空港関連における国際旅客便の復便や食品プロダクツ関連における猛暑等による得意先増産での取扱量の増加や新拠点稼働、鉄鋼関連における生産請負作業での大口スポット作業の継続獲得や単価アップ、エンジニアリング関連における大型工事の受注が寄与した一方で、2022年９月での震災復興作業の終了や一部得意先からの業務撤退もあり、売上高は2,019億65百万円（前連結会計年度比6.9%増）となりました。

利益は、燃料価格や電気料金の高止まり、流通センター倉庫の大規模修繕費の発生はあったものの、主に空港関連での取扱量増加に伴う黒字転換や鉄鋼関連でのスポット作業等獲得に加え、適正単価の収受及び徹底した業務効率化の結果、173億92百万円（同33.9%増）となりました。

# 国内物流事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 539億1百万円 | 前連結会計年度比 | 2.3%増 |
| セグメント利益 | 30億81百万円 | 前連結会計年度比 | 1.1%増 |

食品関連（定温）における定温新倉庫の稼働等による取扱量の増加や生活関連における土産物やガス機器等の取扱量の増加により、売上高は539億１百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

利益は、燃料価格や電気料金の高止まりもあったものの、増収効果に加え適正単価の収受及び業務効率化等により収益改善に努めた結果、30億81百万円（同1.1%増）となりました。

# 国際物流事業

| | | | |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 591億36百万円 | 前連結会計年度比 | 15.8%減 |
| セグメント利益 | 30億10百万円 | 前連結会計年度比 | 15.3%減 |

海上・航空貨物の需要減退や運賃市況等のマイナスの影響が大きく、インド・タイ・アメリカ等での倉庫・輸送取扱量の増加もありましたが、売上高は591億36百万円（前連結会計年度比15.8%減）となりました。

利益は、一部拠点での業務効率化等による増益はあるものの、事業全体としては、取扱量減少等により30億10百万円（同15.3%減）となりました。

（事業別売上高の状況）

| | 金　額 | 構成比 |
|---|---|---|
| 複合ソリューション事業 | 201,965百万円 | 64.1% |
| 国内物流事業 | 53,901百万円 | 17.1% |
| 国際物流事業 | 59,136百万円 | 18.8% |
| 合計 | 315,029百万円 | 100.0% |

（注）1．上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。
2．上記合計金額には、「その他」の売上高27百万円が含まれております。なお、「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア開発及び保守業務、情報処理受託業務等を含んでおります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は102億19百万円であります。

・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

| | |
|---|---|
| 国際物流事業 | 当社連結子会社 KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.倉庫増設（米国カリフォルニア州ロサンゼルス） |
| 全社共通 | 研修センター新設（大阪府豊中市） |

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2023年４月１日付で、当社の空港関連事業に属する有価証券の保有及び管理に関する事業を、当社の完全子会社である株式会社NKSホールディングに会社分割（簡易吸収分割）の方式により承継を行いました。

なお、同日付で株式会社NKSホールディングは、鴻池エアーホールディング株式会社に名称変更しております。

## (5) 対処すべき課題

**会社の経営の基本方針**

当社グループが、革新を続け持続的成長を果たすために、企業理念を「『人』と『絆』を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します」とし、当社グループが長い歴史の中で築いてきた信頼と信用、その根幹をなすすべてのサービスの安全・品質に込める強い想いと誇りを示しております。そして、その使命を果たすことを皆様にお約束するために、ブランドメッセージを「私たちの約束：期待を超えなければ、仕事ではない」とし、その「私たちの約束」を具現化するため、全従業員の行動指針として「私たちの覚悟」を定めております。

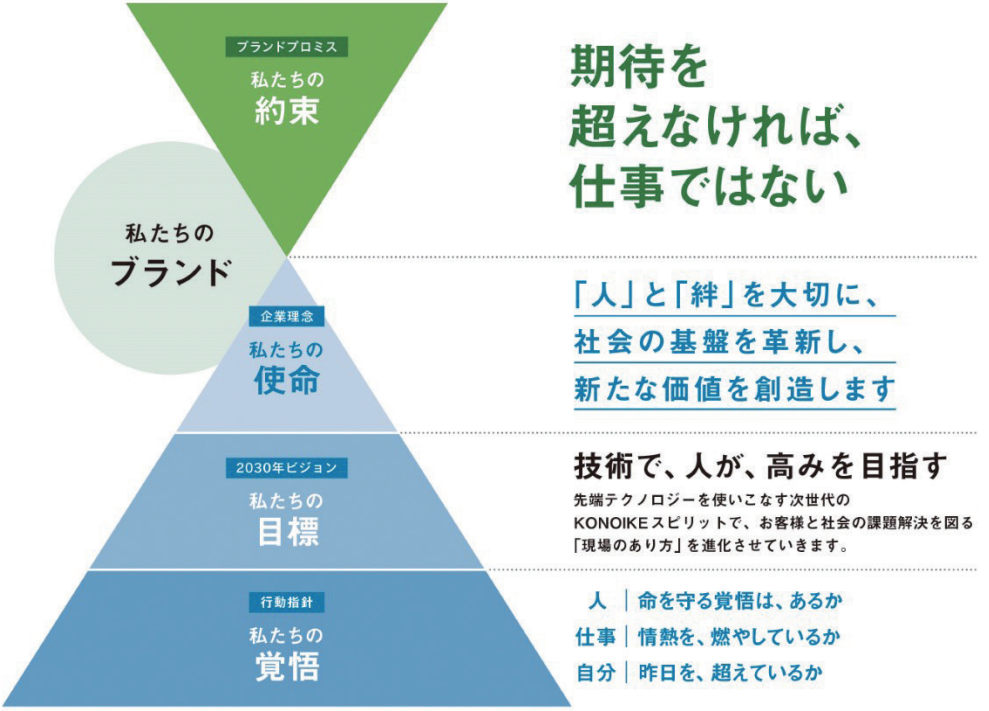


また、2022年５月には、2030年ビジョンとして「技術で、人が、高みを目指す」と定めました。事業環境が大きく変化し、将来の予測が難しい時代にあっても、当社グループの永続的な企業価値の向上には人の成長が不可欠であることに変わりありません。一人ひとりが能力を磨き、真価を遺憾なく発揮できる環境を整えると同時に、当社グループの現場に長年蓄積されたノウハウをはじめとする有形・無形の財産である幅広い技術を活用し、業務改善・改革に取り組み、その過程で従業員一人ひとりが成長する。このような循環を作りだしてまいりたいと考えております。

**KONOIKEグループが2030年に目指す姿**

# 技術で、人が、高みを目指す

先端テクノロジーを使いこなす次世代KONOIKEスピリットで、
お客さまと社会の課題解決を図る「現場のあり方」を進化させていきます。

「高みを目指す」とは…

1．新技術を活用し、現場の更なる安全確保と改善・工夫を進め、
一人ひとりの創造性を高める豊かな働き方を実現していく。

2．匠の“暗黙知”を、みんなが使えるグループ共通資産という“強み”に変えていき、
変化対応力のDNAに磨きをかけていく。

3．安全・安心の水準を高め、次世代の事業創出力を強化し、
サステナブルな社会基盤創造へさらなる革新を実現していく。

注：技術とは、新技術・DX等のデジタル技術と従業員個人や現場にある
アナログ技術（改善活動、安全な環境づくり、品質など）との組み合わせを含む幅広い『無形資産』を指す

2030年ビジョンの財務目標は次ページ表の通り、営業利益250億円、ROE10%以上とし、売上高4,500億円は実現に向けたガイドラインと位置付けております。これは、売上高に偏った成長を追うのではなく、幅広い技術の活用をはじめとした創意工夫により、お客様や社会の困りごとを解決し、高い利益成長を図っていくことを意図しております。加えて、持続的な成長の観点から「環境」「人」「技術」の非財務目標を掲げております

全従業員が2030年ビジョンを共有することで、一人ひとりが成長意欲を持ち活躍できる風土づくりを進めることで、目標達成に邁進してまいります。

**2030年ビジョン［2031年３月期経営目標］**

| | | |
|---|---|---|
| 財務目標 | 売上高　※ | 4,500億円 |
| | 営業利益 | 250億円 |
| | ROE | 10%以上 |
| 非財務目標 | 環境 | CO2排出量35%削減（2019年３月期比） |
| | 人 | 経営戦略に基づく人材育成の推進<br>従業員の働き甲斐（エンゲージメント）の向上 |
| | 技術 | 技術革新・DXによる自動化・省力化<br>労働環境改善による「安全」の絶えざる追求 |

※売上高はガイドラインとする。

**中期的な会社の経営戦略・対処すべき課題**

はじめに、2024年２月９日に公表いたしました当社元従業員が取引業者と共謀した架空請求・横領等の不正行為の発生につきまして、株主・投資家、お取引先等の皆さまをはじめ、全てのステークホルダーの皆さまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。当社は内部統制調査委員会の調査結果及び再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、再発防止策を検討・策定し、その概要の公表に加え、４月より代表取締役会長兼社長執行役員を会長とした経営品質協議会を立ち上げ、再発防止策の早期実施と徹底を図るとともに、コンプライアンス経営の推進に一層注力し、皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

**❶ 中期的な経営環境の認識**

中期的な経営環境の認識ですが、当社グループの事業においては人が根幹であり、人手不足の問題は中期的な大きな課題と捉えております。2024年４月より適用されるトラックドライバーや建設業の時間外労働時間の上限規制に伴ういわゆる「2024年問題」等もあり、人手不足は、中長期的な国内生産年齢人口の減少等と相まってさらに深刻化するものと考えております。一方で、人手不足への対応としてAI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の革新的な新技術の活用が進展することで、将来的には、あらゆる業界において自動化・省人化が進んでいくと考えられます。当社グループの業務においても新技術を取り入れながら業務を改革・革新することが急務であると捉えております。

このような課題に対し、当社グループはこれらを脅威ではなく機会として捉え、新たな領域拡大に繋げることが不可欠と考えております。新たな領域拡大に向けては、長期視点、中期視点の両面で進めていくことが必要と考えており、長期視点ではデータを活用した物流ソリューション等新サービスの創出を目指し、研究開発を進めてまいります。

### ❷ 2024年３月期の振り返り

2024年３月期の当社を取り巻く環境は、社会経済活動の正常化の進展やインバウンド需要の回復等プラス要因があった一方、人手不足深刻化、人件費の上昇、円安等を背景とした原材料価格の高止まり等による物価上昇の影響もあり、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。このような環境の中で、空港関連での国際旅客便の復便に加え、グループ全体での継続した適正単価の収受や効率化等の取り組みにより、売上高は3,150億円、営業利益166億円、ROE8.9%となりました。

### ❸ 現中期経営計画の概要

現在、当社グループでは2030年ビジョンの実現に向け、2023年３月期～2025年３月期までを対象期間とする中期経営計画を進めております。2024年３月期までを振り返りますと、収益力の向上については一定の成果が出ていると捉えておりますが、資本収益性の向上については引き続き課題と捉えております。資本収益性の向上につきましては、更なる収益力の向上、事業戦略の明確化、戦略を踏まえた資本政策のあり方の検討等の取り組みにより向上を図ってまいります。

なお、現中期経営計画では、「人と技術のシナジーで時代とともに変化する『期待を超える価値』を創造しよう」という基本方針を定め、当社グループの強みである「人」と、「現場でのノウハウや新技術」の活用により、さらなる企業価値の向上を実現すべく、以下の４つの重点事項を定めております。これらの取り組みについては最終年度となる2025年３月期においても引き続き進めてまいります。

**重点事項**

- **革新への挑戦**
  注力事業における挑戦（含M&A）、技術の活用とDX並びに協業による挑戦、人的資本強化
- **安全・安心の追求**
  より安全・安心な職場環境・社会の実現、安全人づくり
- **サステナビリティの追求**
  全員参加で豊かな社会の実現
- **収益力の向上**
  革新への挑戦による収益性・効率性の向上、収益の改善継続

### ❹ 現中期経営計画の主要目標と進捗

現中期経営計画では、従来の売上高・営業利益といった事業規模や成長性を示す指標、自己資本当期純利益率（ROE）といった資本収益性を示す指標に加え、2030年ビジョンと同様に非財務面で、「環境」「人」「技術」に関し目標を掲げ、進捗をモニタリングしております

| | | 2025年３月期 | |
|---|---|---|---|
| | | 予想 | 当初計画 |
| 財務目標 | 売上高 | 3,400億円 | 3,320億円 |
| | 営業利益 | 180億円 | 160億円 |
| | ROE | 8.8% | 8.0% |
| 非財務目標 | 環境　※ | CO2排出量20%削減（2019年３月期比） | |
| | 人 | 経営戦略に基づく人材育成の推進<br>従業員の働き甲斐（エンゲージメント）の向上 | |
| | 技術 | 技術革新・DXによる自動化・省力化<br>労働環境改善による「安全」の絶えざる追求 | |

※対象範囲は単体及び国内連結会社のエネルギー起源Scope1.2。

### 資本政策のあり方

2030年ビジョンの達成と企業価値の持続的な向上のためには、新規設備投資やM&Aなどの成長投資に加え、技術革新・DX投資、既存設備更新等の一定の投資が必要です。これらの投資にあたり当社では、WACCを踏まえたハードルレートを基準としたNPVやROIC等の定量指標と戦略との整合性等の定性面を勘案し、企業価値向上に資するかどうか判断しております。

現中期経営計画においては、営業活動によるキャッシュ・フロー450～500億円（３ヵ年累計）を前提に、その範囲内での設備投資・M＆A・株主還元を計画しており、財務規律については、投資余力・最適資本構成・株主還元余力のバランスを考慮して以下の目標を設定し、財務健全性を確保しております。

・DEレシオ0.8倍以下

・自己資本比率40%以上

・格付けA-以上

株主還元については、現中期経営計画１年目・２年目にあたる2023年３月期及び2024年３月期は、コロナ禍前の１株当たり年間配当額36円への早期回復、利益成長に応じた連結配当性向30%を目安とした増配に努めてまいりました。2025年３月期につきましては、さらなる株主還元の拡充と資本収益性向上を図るべく、連結配当性向30%以上、１株当たり年間配当額70円以上の株主還元を予定。同時に、経営環境に応じ自己株式の取得による追加還元も検討してまいります。また、2026年３月期から始まる次期中期経営計画においては、成長投資と株主還元の両立を図りつつ資本収益性向上を目指す株主還元方針を検討してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区　分 | 第81期 | 第82期 | 第83期 | 第84期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 292,348 | 301,373 | 311,840 | **315,029** |
| 経常利益 | 9,397 | 11,845 | 14,281 | **17,034** |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,836 | 7,988 | 8,301 | **11,349** |
| 1株当たり当期純利益 | 92円14銭 | 151円33銭 | 156円74銭 | **214円05銭** |
| 純資産 | 104,798 | 113,291 | 123,793 | **136,081** |
| 総資産 | 258,798 | 257,764 | 266,022 | **277,056** |

#### 売上高

(単位：百万円)

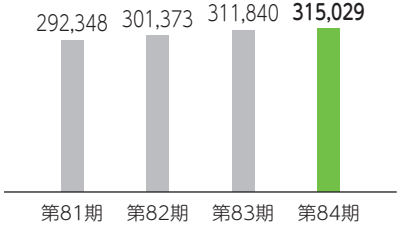


#### 経常利益

(単位：百万円)

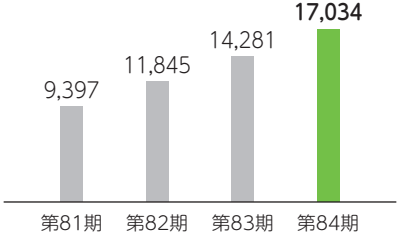


#### 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

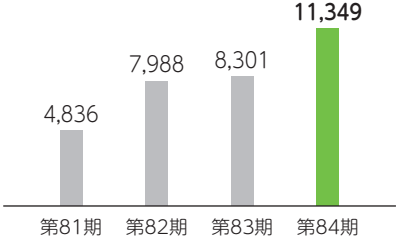


#### 1株当たり当期純利益

(単位：円)

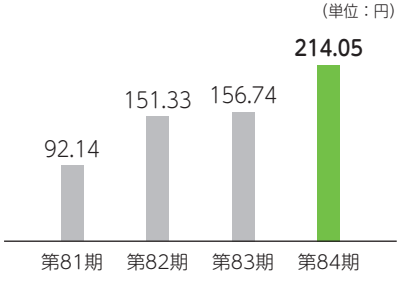


#### 純資産

(単位：百万円)

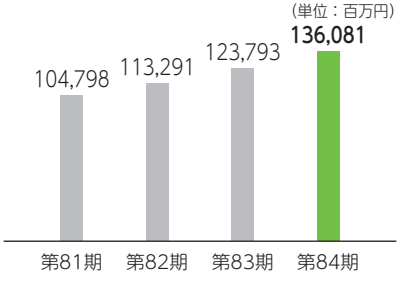


#### 総資産

(単位：百万円)

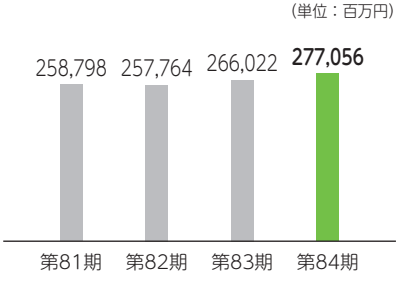

## ❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区　分 | 第81期 | 第82期 | 第83期 | 第84期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 209,361 | 206,878 | 212,422 | **213,775** |
| 経常利益 | 8,620 | 8,614 | 11,264 | **11,400** |
| 当期純利益 | 5,040 | 6,263 | 7,425 | **8,256** |
| 1株当たり当期純利益 | 96円03銭 | 118円65銭 | 140円19銭 | **155円73銭** |
| 純資産 | 78,216 | 83,164 | 88,969 | **95,229** |
| 総資産 | 224,277 | 222,167 | 230,435 | **235,412** |

### 売上高

(単位：百万円)

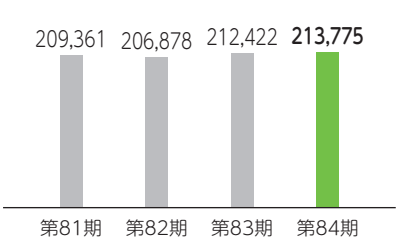


### 経常利益

(単位：百万円)

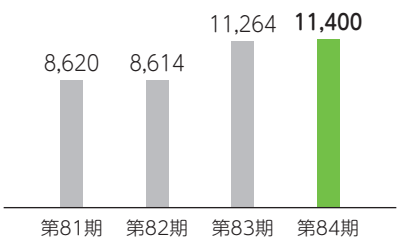


### 当期純利益

(単位：百万円)

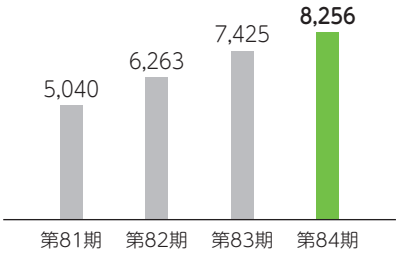


### 1株当たり当期純利益

(単位：円)

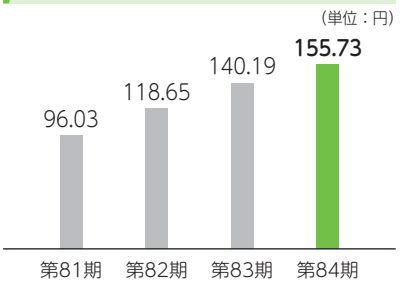


### 純資産

(単位：百万円)

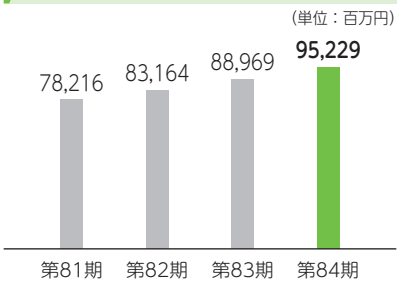


### 総資産

(単位：百万円)

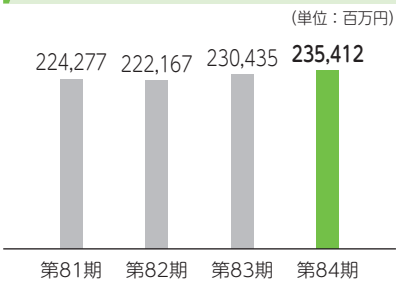

## (7) 重要な子会社の状況（2024年３月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 鴻池メディカル株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 滅菌代行、院内外物流システム設計・運用、医療用具の販売 |
| 九州産交運輸株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業 |
| 日本空輸株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業 |
| 関西陸運株式会社 | 87百万円 | 100.0% | 一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分 |
| 鴻池エアーホールディング株式会社 | 90百万円 | 100.0% | 空港関連事業に属する会社の有価証券の保有・管理、経営指導及び営業支援に関する事業 |
| コウノイケ・エアポートサービス株式会社 | 50百万円 | 100.0% | 輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務 |
| 株式会社Ｋスカイ | 50百万円 | 90.0% | 空港における航空便の旅客・航務業務 |
| 株式会社Kグランドサービス | 96百万円 | 90.0% | 空港における航空便のグランドハンドリング業務 |
| 株式会社エコイノベーション | 100百万円 | 100.0% | 製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業 |
| KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC. | 52百万米ドル | 100.0% | 貨物倉庫保管、配送業務 |
| BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD. | 30百万香港ドル | 100.0% | 国際航空貨物フォワーディング、NVOCC、倉庫、配送業務 |
| KONOIKE VINATRANS LOGISTICS CO., LTD. | 3百万米ドル | 60.0% | DC倉庫・店舗配送業務、フォワーディング業務、工場・出荷倉庫内請負業務 |
| JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT. LTD. | 230百万インド・ルピー | 51.0% | 鉄道コンテナ輸送事業、自動車鉄道輸送事業 |

（注）１．NVOCC（Non Vessel Operating Common Carrier）とは、自ら国際輸送手段（船舶等）を持たない貨物利用運送事業者であります。
２．株式会社ＮＫＳホールディングは2023年４月１日付で、鴻池エアーホールディング株式会社に商号変更するとともに、主要な事業内容を空港関連事業に属する会社の有価証券の保有・管理、経営指導及び営業支援に関する事業に変更しました。

## (8) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

❶ 複合ソリューション事業
得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。
❷ 国内物流事業
冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。
❸ 国際物流事業
国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

## (9) 主要な事業所（2024年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 当社 | 大阪本社 | 大阪市中央区伏見町四丁目３番９号 |
| | 東京本社 | 東京都中央区銀座六丁目10番１号 |
| | 支店 | 国際物流関西（大阪市）、国際物流関東（東京都中央区）、和歌山（和歌山県和歌山市）、鹿島（茨城県鹿嶋市）、エンジニアリング（北九州市）、東海（名古屋市）、関東・北日本（東京都中央区）、西日本（大阪市）、東日本（東京都中央区）、関西（大阪市）、関東（千葉市） |
| 鴻池メディカル株式会社 | 本社 | 東京都千代田区有楽町一丁目６番４号 |
| 九州産交運輸株式会社 | 本社 | 熊本市南区流通団地二丁目20番３号 |
| 日本空輸株式会社 | 本社 | 東京都品川区勝島一丁目５番21号 |
| 関西陸運株式会社 | 本社 | 香川県さぬき市昭和121番地20 |
| 鴻池エアーホールディング株式会社 | 本社 | 東京都中央区銀座六丁目10番１号 |
| コウノイケ・エアポートサービス株式会社 | 本社 | 東京都大田区蒲田四丁目22番３号 |
| 株式会社ＫスカイＩ | 本社 | 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地 |
| 株式会社Ｋグランドサービス | 本社 | 大阪府泉佐野市りんくう往来北２番21号 |
| 株式会社エコイノベーション | 本社 | 茨城県鹿嶋市光３番地 |
| KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC. | 本社 | 1420 COIL AVENUE WILMINGTON,CA 90744 U.S.A. |
| BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD. | 本社 | RM8A, 8/F, MITA CENTRE, 552-566 CASTLE PEAK ROAD, KWAI CHUNG, NEW TERRITORIES, HONG KONG |
| KONOIKE VINATRANS LOGISTICS CO., LTD. | 本社 | 18A LUU TRONG LU STREET, TAN THUAN DONG WARD, DISTRICT 7, HO CHI MINH CITY, VIET NAM |
| JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT. LTD. | 本社 | M-26, MAIN MARKET, GREATER KAILASH-2, NEW DELHI, SOUTH DELHI,DELHI, INDIA, 110048 |

（注）１．当社は、2023年４月１日付で、支店を18支店から11支店に再編しました。
２．株式会社ＮＫＳホールディングは2023年４月１日付で、鴻池エアーホールディング株式会社に商号変更するとともに、本社を千葉県成田市古込字込前154番４号から、上記住所に移転しました。

## (10) 従業員の状況 (2024年３月31日現在)

❶ 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比 |
|---|---|
| 15,807（8,243）名 | 98名増 |

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

❷ 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 9,263（4,863）名 | 137名減 | 43歳３カ月 | 13年０カ月 |

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

## (11) 主要な借入先の状況 (2024年３月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,700百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,700百万円 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 1,300百万円 |

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年６月に請け負いました海上輸送案件について、発注元から債務不履行を理由に約定運賃との差額相当（約12億円）の損害賠償請求を受け、海事仲裁の申立てを受けております。これに対して当社は、当社の合意なく契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、契約に基づき約８百万USドル（申立て日時点為替換算：約12億円）の不積運賃（デッドフレート）の請求を行い、海事仲裁の申立てを行っております。当社は引き続き、仲裁手続きを通じて、当社の正当性を主張してまいります。

## 2 会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数** 227,596,808株

**(2) 発行済株式の総数** 56,952,442株（自己株式　3,915,506株を含む）

**(3) 株主数** 3,839名

**(4) 大株主の状況（上位10名）**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 江之子島商事株式会社 | 5,040,888株 | 9.50% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 4,626,100株 | 8.72% |
| 鴻池運輸従業員持株会 | 4,540,092株 | 8.56% |
| 銀泉株式会社 | 3,598,274株 | 6.78% |
| 鴻池忠彦 | 2,584,806株 | 4.87% |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,480,022株 | 4.67% |
| 日本製鉄株式会社 | 2,451,418株 | 4.62% |
| 大阪瓦斯株式会社 | 2,248,912株 | 4.24% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2,150,000株 | 4.05% |
| 鴻池忠嗣 | 1,623,444株 | 3.06% |

（注）１．当社は、自己株式を3,915,506株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

| | 株式の種類及び数 | 交付された者の人数 |
|---|---|---|
| 取締役（社外取締役を除く） | 当社普通株式<br>9,396株 | １名 |

（注）１．当社は、上記の取締役のほか、執行役員（取締役兼務者を除く）21名に対して36,955株を交付しております。
２．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の「３．会社役員に関する事項　（６）　取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

# 3 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役会長<br>兼社長執行役員 | 鴻池忠彦 | 取締役会議長<br>人事・報酬委員会委員 | 大阪港総合流通センター株式会社<br>代表取締役副社長 |
| 取締役<br>専務執行役員 | 鴻池忠嗣 | 国際統括担当兼<br>技術革新担当 | |
| 社外取締役 | 大田嘉仁 | 人事・報酬委員会委員 | |
| 社外取締役 | 増山美佳 | 人事・報酬委員会委員長 | 増山＆Company合同会社 代表社員社長<br>サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>コクヨ株式会社 社外取締役 |
| 社外取締役 | 藤田泰介 | 人事・報酬委員会委員 | 株式会社ホギメディカル 社外取締役<br>合同会社フジタや彬彬 代表社員 |
| 監査役（常勤） | 大谷貢 | | |
| 監査役（常勤） | 小林寛昭 | | |
| 社外監査役 | 藤原裕 | | 株式会社キッツ 社外取締役<br>経営革新研究所クロス・ボーダー・ブリッジ 代表 |
| 社外監査役 | 星千絵 | | 田辺総合法律事務所パートナー<br>BASE株式会社 社外監査役<br>三井住建道路株式会社 社外取締役 |

（注）１．当社は社外取締役 大田嘉仁氏及び増山美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
２．当社は社外監査役 藤原裕氏及び星千絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．監査役 大谷貢氏は内部監査室長、監査役室長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役 小林寛昭氏は財務経理本部 副本部長、内部監査室長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役 藤原裕氏は上場企業の財務部門・IR部門を担当する執行役員等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．藤田泰介氏と当社との間で、2023年７月１日から2024年６月30日までコンサルティング契約を締結しておりますが、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
５．各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
６．当社は、取締役会の一層の活性化並びに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が21名（2024年３月31日現在）おります。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

## (4) 補償契約の内容の概要等

| 地位 | 氏名 | 補償契約の内容の概要 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長兼社長執行役員 | 鴻池忠彦 | 当社は、左記の会社役員との間に、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととするなどの措置を講じております。 |
| 取締役専務執行役員 | 鴻池忠嗣 | |
| 社外取締役 | 大田嘉仁 | |
| 社外取締役 | 増山美佳 | |
| 社外取締役 | 藤田泰介 | |
| 監査役（常勤） | 大谷貢 | |
| 監査役（常勤） | 小林寛昭 | |
| 社外監査役 | 藤原裕 | |
| 社外監査役 | 星千絵 | |

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役・執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等

❶ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年12月20日の取締役会において、当該決定方針の内容を一部改定しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、人事・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【基本方針】

当社の役員報酬制度は、企業理念である「私たちの使命」（「人」と「絆」を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します。）を実現するため、以下を基本方針としております。

- 企業理念「私たちの使命」の実現に貢献するものであること
- 「2030年ビジョン」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・維持に資すること
- 常に期待を超えるというチャレンジ精神を促すものであること
- 業績との連動性が高い設計であること
- 中長期的な株価連動報酬を継続すること
- 従業員・株主をはじめとしたステークホルダーに対して、説明責任を果たせる透明性・公正性が担保された設計であること

【基本報酬に関する方針】

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【業績連動報酬・非金銭報酬等に関する方針】

・業績連動報酬等

事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の全社業績、部門業績等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標やその値等は、適宜、環境の変化に応じて人事・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

・非金銭報酬等

取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し、毎年、一定の時期に付与します。譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内とします。

なお、非居住者（日本国外の居住者）であること等により、譲渡制限付株式の付与が困難又は相当でない取締役に対しては、譲渡制限付株式を付与せず、その代替として金銭報酬その他の報酬を支給できるものとしております。

【報酬等の割合に関する方針】

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とし、人事・報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、業務執行取締役については、報酬等の種類は基本報酬（金銭報酬）、賞与（短期インセンティブ）、譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）で割合を定めるものとし、社外取締役については固定報酬のみとして、その詳細は人事・報酬委員会で審議することとしております。

【報酬等の決定の委任に関する事項】
　個人別の報酬額については、人事・報酬委員会の答申に基づき取締役会が決議することとしております。ただし、取締役会は、個人別の報酬額の決定にあたり代表取締役社長執行役員にその具体的内容を委任することができ、委任を受けた代表取締役社長執行役員は、人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。

【上記のほか報酬等の決定に関する事項】
　監査役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

### ❷ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区　分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等（賞与） | 非金銭報酬等（譲渡制限付株式） | |
| 取締役 | 188 | 105 | 65 | 17 | 5名 |
| （うち社外取締役） | (37) | (37) | (—) | (—) | (3名) |
| 監査役 | 70 | 70 | — | — | 4名 |
| （うち社外監査役） | (22) | (22) | (—) | (—) | (2名) |
| 合計 | 258 | 175 | 65 | 17 | 9名 |
| （うち社外役員） | (59) | (59) | (—) | (—) | (5名) |

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．賞与は、連結営業利益等の業績や個人別の評価に基づき、役位別の標準額に係数を乗じて算出し、支給額を決定しております。評価指標の一つとして連結営業利益を選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためです。なお、その実績は16,634百万円であります。
3．非金銭報酬等の内容は、取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式であり、社外取締役を除く取締役に対し、毎年、一定の時期に付与しております。譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内としております。
また、当事業年度における交付状況は、事業報告の29ページ「2．会社の株式に関する事項　(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4．2020年7月31日開催の第80回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額８億円以内（うち社外取締役分年額１億円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役３名）です。また別枠で、2021年６月24日開催の第81回定時株主総会において役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止し、取締役（社外取締役を除く）に対し、年額１億円以内かつ発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内で譲渡制限付株式を付与することができる旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役３名）です。
5．2007年６月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額１億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。
6．取締役の個人別の報酬額については、人事・報酬委員会の答申に基づき取締役会が決議することとしております。ただし、取締役会は、個人別の報酬額の決定にあたり代表取締役社長執行役員にその具体的内容を委任することができ、委任を受けた代表取締役社長執行役員は、人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。 なお、当事業年度は、代表取締役会長兼社長執行役員鴻池忠彦氏に対し、個人別の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼社長執行役員が適していると判断したためであります。
7．当社は、2015年６月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続いて在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。

## (7) 社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

❷ 当事業年度における主な活動内容

| 地　位 | 氏　名 | 出席状況 | | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|---|---|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 社外取締役 | 大田嘉仁 | 18回/18回（100%） | — | 経営者としての幅広い業種の経験や、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。<br>また、人事・報酬委員会の委員長として１回、委員として８回、当事業年度に開催された委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 増山美佳 | 18回/18回（100%） | — | コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM＆A等の分野における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。<br>また、人事・報酬委員会の委員長として８回、委員として１回、当事業年度に開催された委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 社外取締役 | 藤田泰介 | 18回/18回（100%） | — | 国内外資本市場における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。<br>また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

| 地　位 | 氏　名 | 出席状況 | | 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|---|---|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 社外監査役 | 藤原　裕 | 18回/18回（100%） | 13回/13回（100%） | 取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。 |
| 社外監査役 | 星　千絵 | 18回/18回（100%） | 13回/13回（100%） | 取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。 |

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 148百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 154百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.及びBEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制に関するアドバイザリー業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

# 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

## (1) 基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

## (2) 当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり41円とさせていただきます。

この結果、2023年12月１日に実施の中間配当金（１株当たり24円）を含む当事業年度の年間配当金は、１株当たり65円となります。

# 6 コーポレート・ガバナンスに関する事項

## (1) 基本的な考え方

当社は、「『人』と『絆』を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します」という企業理念を実践していくことにより、誠実に社会的責任を果たし、広く社会から信頼を得て、継続的な企業価値向上を目指すことを重要なミッションと位置づけております。

この考え方に基づき、事業活動を通じて、すべてのステークホルダーと良好な関係を築き、迅速で効率的、健全かつ公正で透明性の高い経営を推進するため、経営の監督機能強化や情報の開示に取り組むなど、適宜必要な施策を実施しております。

体制図

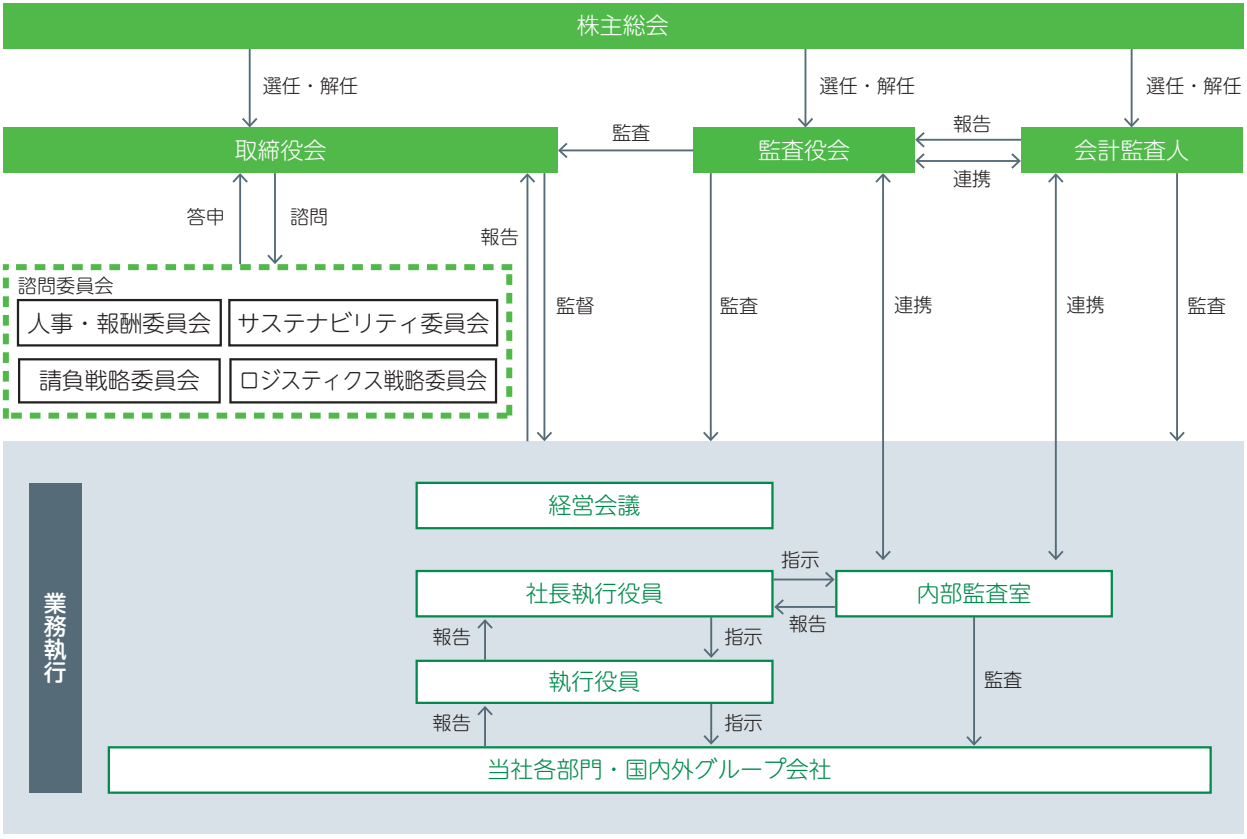


(注) 2023年4月1日付で、取締役会の諮問機関として請負戦略委員会、ロジスティクス戦略委員会を設置しました。

## (2) 取締役会の構成

当社の取締役会は、経営の監督と執行の分離を明確にするため、取締役5名のうち３名、監査役4名のうち2名は社外役員で構成（2024年3月31日現在）しております。また、社外役員5名のうち4名は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。2019年6月には取締役会の任意の諮問委員会である「人事・報酬委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を進めております。

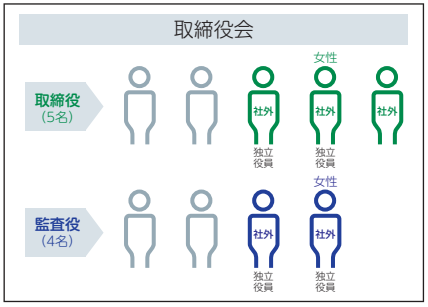


## (3) 人事・報酬委員会

取締役会の諮問に基づき、委員会を適宜開催し、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等について審議及び答申を行いました。

なお、人事・報酬委員会は、独立社外取締役２名、社外取締役１名、社内取締役１名の合計４名によって構成（2024年3月31日現在）され、独立社外取締役の割合は半数に留まりますが、独立社外取締役が委員長を務めていることもあり、人事・報酬委員会の独立性・客観性は確保できているものと判断しております。

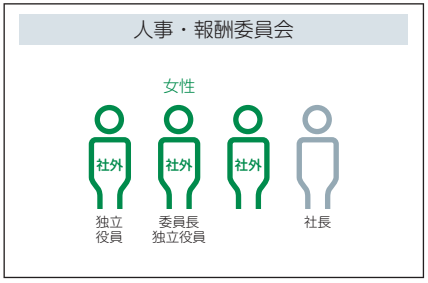


・委員長　増山 美佳（独立社外取締役）
・委　員　鴻池 忠彦（代表取締役会長兼社長執行役員）
大田 嘉仁（独立社外取締役）
藤田 泰介（社外取締役）

## (4) サステナビリティ委員会

取締役会の諮問機関として、取締役会からの諮問に対する答申の他、サステナビリティに関する個別の課題についての討議を行い、その内容を取締役会へ定期的に報告することとしております。また、本委員会の傘下には機能別に５つの部会と２つのワーキング・グループ（WG）を設けており、各部会・WGが策定した年次計画、運用状況などは本委員会に定期的に報告し、評価を受けることとしております。さらに、各部会には社外有識者１名を招くなど、公正性・客観性の確保にも努めております。

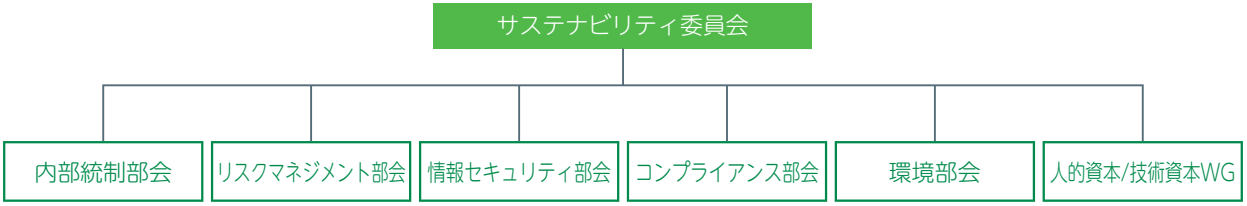

## (5) 取締役会の実効性評価

持続的な企業価値向上のため、2016年3月期から、取締役会の構成や運営、議論の内容やサポート体制などの評価を年1回実施し、取締役会の機能強化を図っております。

評価の方法

| | |
|---|---|
| 評価主体 | 各取締役・監査役による自己評価 |
| 評価手法 | アンケート方式 |
| 回答方式 | 記名式 |
| 評価項目 | 以下の項目についての評価および自由意見<br>❶ 取締役会の構成<br>❷ 取締役会の運営<br>❸ 攻め・守りのガバナンス<br>❹ 取締役会の諮問機関<br>（人事・報酬委員会、サステナビリティ委員会）<br>❺ その他 |

評価プロセス

❶ 全取締役・監査役によるアンケート

❷ 事務局による集計

❸ アンケート結果を踏まえた取締役会の自己評価

❹ 評価結果に基づく検討

2023年3月期の評価結果の概要、取り組み事項

取締役会の構成は、全体の員数や社内・社外取締役の員数のバランスは適切と評価されています。運営面については、実効的に機能してきているものの、審議・討議の時間を更に確保し、中長期ビジョンや中期経営計画で掲げる重点事項に関する議論を行いたいという意見がありました。なお、事業ポートフォリオ等について、更に議論を深め今後の在り方について検討する余地があると評価されています。

上記の結果を踏まえ、以下の事項などについて改善を進めました。

①取締役会における議論の充実とそのための運営の見直し

②モニタリングの質の向上を図るため、報告事項の見直し

# 連結貸借対照表 (2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **138,176** |
| 現金及び預金 | 70,034 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 62,165 |
| 未成工事支出金 | 63 |
| 貯蔵品 | 1,903 |
| その他 | 4,631 |
| 貸倒引当金 | △621 |
| **固定資産** | **138,880** |
| **有形固定資産** | **105,479** |
| 建物及び構築物 | 44,429 |
| 機械装置及び運搬具 | 11,537 |
| 土地 | 43,575 |
| リース資産 | 2,853 |
| 建設仮勘定 | 1,115 |
| その他 | 1,968 |
| **無形固定資産** | **5,424** |
| のれん | 1,336 |
| その他 | 4,087 |
| **投資その他の資産** | **27,976** |
| 投資有価証券 | 13,565 |
| 長期貸付金 | 257 |
| 繰延税金資産 | 5,695 |
| 退職給付に係る資産 | 469 |
| その他 | 8,141 |
| 貸倒引当金 | △153 |
| **資産合計** | **277,056** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動負債** | **61,886** |
| 支払手形及び買掛金 | 14,843 |
| 短期借入金 | 4,005 |
| １年内償還予定の社債 | 10,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 1,640 |
| 役員賞与引当金 | 312 |
| 未払費用 | 13,126 |
| 未払法人税等 | 3,399 |
| その他 | 14,557 |
| **固定負債** | **79,089** |
| 社債 | 45,000 |
| 長期借入金 | 4,120 |
| リース債務 | 2,484 |
| 繰延税金負債 | 612 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,087 |
| 退職給付に係る負債 | 22,184 |
| 役員退任慰労金引当金 | 82 |
| 長期未払金 | 629 |
| その他 | 2,888 |
| **負債合計** | **140,975** |
| **純資産の部** | |
| **株主資本** | **127,393** |
| 資本金 | 1,723 |
| 資本剰余金 | 1,908 |
| 利益剰余金 | 130,161 |
| 自己株式 | △6,400 |
| **その他の包括利益累計額** | **5,873** |
| その他有価証券評価差額金 | 5,116 |
| 土地再評価差額金 | △5,482 |
| 為替換算調整勘定 | 5,882 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 357 |
| **非支配株主持分** | **2,814** |
| **純資産合計** | **136,081** |
| **負債・純資産合計** | **277,056** |

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 315,029 |
| 売上原価 | | 281,102 |
| **売上総利益** | | **33,927** |
| 販売費及び一般管理費 | | 17,292 |
| **営業利益** | | **16,634** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 162 | |
| 受取配当金 | 457 | |
| 為替差益 | 475 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 2 | |
| 投資有価証券評価損戻入益 | 2 | |
| 雇用調整助成金 | 4 | |
| その他 | 288 | 1,393 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 284 | |
| 持分法による投資損失 | 261 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 339 | |
| その他 | 107 | 993 |
| **経常利益** | | **17,034** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 115 | |
| 投資有価証券売却益 | 954 | 1,069 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 44 | |
| 投資有価証券評価損 | 73 | |
| 減損損失 | 52 | |
| 退職給付制度改定損 | 713 | |
| その他 | 16 | 900 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **17,203** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,239 | |
| 法人税等調整額 | △498 | 5,741 |
| **当期純利益** | | **11,462** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 113 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **11,349** |

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **107,661** |
| 現金及び預金 | 55,249 |
| 受取手形 | 664 |
| 電子記録債権 | 6,079 |
| 売掛金 | 38,784 |
| 契約資産 | 1,608 |
| 未成工事支出金 | 46 |
| 貯蔵品 | 1,106 |
| 短期貸付金 | 2,281 |
| その他 | 3,104 |
| 貸倒引当金 | △1,264 |
| **固定資産** | **127,751** |
| **有形固定資産** | **71,410** |
| 建物 | 28,955 |
| 構築物 | 1,637 |
| 機械及び装置 | 3,960 |
| 車両運搬具 | 1,366 |
| 工具、器具及び備品 | 971 |
| 土地 | 32,227 |
| リース資産 | 1,876 |
| 建設仮勘定 | 413 |
| **無形固定資産** | **3,070** |
| 借地権 | 508 |
| ソフトウェア | 2,397 |
| ソフトウェア仮勘定 | 164 |
| その他 | 0 |
| **投資その他の資産** | **53,270** |
| 投資有価証券 | 14,144 |
| 関係会社株式 | 26,026 |
| 出資金 | 271 |
| 関係会社出資金 | 1,655 |
| 長期貸付金 | 196 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,271 |
| 長期前払費用 | 292 |
| 繰延税金資産 | 4,775 |
| 差入保証金 | 4,198 |
| その他 | 757 |
| 貸倒引当金 | △109 |
| 投資損失引当金 | △211 |
| **資産合計** | **235,412** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **流動負債** | **67,354** |
| 買掛金 | 9,608 |
| 短期借入金 | 25,123 |
| 1年内償還予定の社債 | 10,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,400 |
| リース債務 | 543 |
| 役員賞与引当金 | 312 |
| 未払金 | 5,443 |
| 未払費用 | 9,634 |
| 未払法人税等 | 2,304 |
| 未払消費税等 | 2,265 |
| 預り金 | 487 |
| その他 | 230 |
| **固定負債** | **72,828** |
| 社債 | 45,000 |
| 長期借入金 | 4,100 |
| リース債務 | 1,531 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,087 |
| 退職給付引当金 | 18,446 |
| 資産除去債務 | 1,871 |
| 長期未払金 | 584 |
| その他 | 207 |
| **負債合計** | **140,183** |

| 純資産の部 | |
|---|---|
| **株主資本** | **95,706** |
| **資本金** | **1,723** |
| **資本剰余金** | **930** |
| 資本準備金 | 930 |
| **利益剰余金** | **99,453** |
| 利益準備金 | 427 |
| その他利益剰余金 | 99,025 |
| 固定資産圧縮積立金 | 2,136 |
| 別途積立金 | 48,080 |
| 繰越利益剰余金 | 48,808 |
| **自己株式** | **△6,400** |
| **評価・換算差額等** | **△477** |
| その他有価証券評価差額金 | 5,004 |
| 土地再評価差額金 | △5,482 |
| **純資産合計** | **95,229** |
| **負債・純資産合計** | **235,412** |

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 213,775 |
| 売上原価 | | 192,505 |
| **売上総利益** | | **21,269** |
| 販売費及び一般管理費 | | 11,404 |
| **営業利益** | | **9,865** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 222 | |
| 受取配当金 | 1,716 | |
| 為替差益 | 487 | |
| その他 | 158 | 2,584 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 113 | |
| 社債利息 | 201 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 651 | |
| その他 | 83 | 1,049 |
| **経常利益** | | **11,400** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 104 | |
| 投資有価証券売却益 | 931 | |
| 投資損失引当金戻入額 | 133 | 1,169 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 35 | |
| 投資有価証券売却損 | 16 | |
| 関係会社株式評価損 | 64 | |
| 退職給付制度改定損 | 713 | 830 |
| **税引前当期純利益** | | **11,739** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,891 | |
| 法人税等調整額 | △409 | 3,482 |
| **当期純利益** | | **8,256** |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

鴻池運輸株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

鴻池運輸株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監査役会の監査報告

## 監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、当社元従業員の不正事案については、取締役は外部の専門家を含めた内部統制調査委員会を設置し、その原因の究明と再発防止策を策定し、内部統制システムの運用面における定着を図っていることを、取締役及び内部統制調査委員会から説明を受け、質疑応答や証跡等の閲覧によって検証いたしました。また、本件に関する取締役会の監督の状況について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、不正事案に係わる再発防止策の運用状況につきましては、その進捗状況を引き続き監視及び検証して参ります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月17日

鴻池運輸株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　大谷　貢㊞

監　査　役（常勤）　小林寛昭㊞

社外監査役　藤原　裕㊞

社外監査役　星　千絵㊞

# 株主総会会場 ご案内図




**日 時**

**2024年6月21日（金曜日）午前10時**
受付開始 午前９時

**場 所**

**HK淀屋橋ガーデンアベニュー２階**
**当社大阪本社 大会議室**
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
電話 06-6227-4600

**最寄り駅**

**大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅**
**（⑬番出口より 徒歩 約２分）**

※ 会場建物内は禁煙となっております。
※ 会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。**
**何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

KONOIKE GROUP

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK